

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		学校施設の開放に伴う当該施設の利用の制限
所 管 部 課 係 名		教育総務部教育総務課総務係
根 拠 法 令 及 び 条 項		【新座市立学校施設の開放に関する規則第9条】 (利用の制限) 第9条 教育委員会は、利用者が前条の規定に違反したときは、利用の一時停止又は開放施設からの退去を命じることができる。 2 教育委員会は、開放施設の保全又は著しい支障が生じたとき、その他公益上やむを得ない必要が生じたときは、利用者に開放施設の利用の停止又は開放校からの退去を命じることができる。
処 分 基 準	関 係 条 項	(禁止行為) 第8条 利用者は、開放校において次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 開放校の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。 (2) 指定した場所以外の場所に立ち入ること。 (3) 指定した設備以外の設備を使用すること。 (4) 指定した場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。 (5) 飲酒をすること。 (6) 学校敷地内において喫煙その他火気を使用すること。 (7) 騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いる等他に迷惑を及ぼすこと。 (8) 営利を目的とした活動をすること。 (9) 宗教活動又は政治活動をすること。
	基 準 (未設定の場合はその理由)	新座市立学校施設の開放に関する規則第9条第1項に規定する利用の制限の処分基準は、上記関係条項に規定する禁止行為による。 同条第2項に規定する利用の制限の処分基準は、利用者の責によらない、天災、人災等の理由により当該学校施設を利用させることができない状態をいう。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成13年5月9日設定(令和4年10月1日最終変更)